

# 兵庫県立大学特別聴講生規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、兵庫県立大学学則（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第75号）第38条第2項及び兵庫県立大学大学院院学則（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第76号）第35条の規定に基づき、特別聴講生に関して必要な事項を定めるものとする。

## (出願手続)

**第2条** 特別聴講を願ひ出る者は、他の大学等との協定に基づいて定められた書類を、所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

## (履修願)

**第3条** 特別聴講生として許可された者が科目を履修する場合は、履修願を学務所管課に提出しなければならない。ただし、大学間相互単位互換協定に基づく場合においては、この限りでない。

## (履修科目の取消し)

**第4条** 履修科目の取消しをしようとする者は、当該履修科目の授業が始まる前までに、履修科目取消願出書により願ひ出るものとする。

## (試験又は単位修得証明書)

**第5条** 特別聴講生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。  
2 前項の規定による合格した授業科目について、求めに応じて単位修得証明書を交付する。

## (許可の取消し)

**第6条** 学長は、特別聴講生として不適当と認められた者があるときは、教授会又は研究科委員会の意見を聴いた上で、許可を取り消すことができる。

## (補則)

**第7条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 27 年 3 月 24 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。